

宮崎県小林市の小中一貫教育課程における 「こすもす科」の位置づけ

—地域教育改革における教育課程特例校制度の活用可能性の検討に向けて—

助 川 晃 洋

Positioning of “Kosumosu-ka” in Consecutive Curriculum Covering
Grade 1 through 9:

A Study of Educational Reform in Kobayashi City, Miyazaki Pref.

Akihiro SUKEGAWA

I 研究の目的と方法

1999年7月の国会で475本の法律改正案から成る法案として可決成立し、2000年4月1日から施行された地方分権一括法（正式名称は、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」である。機関委任事務の廃止と事務の再配分を最大の目玉とし、その他には、国等からの関与等のルール化、権限委譲の推進と事務処理特例条例、必置規制の見直しを主な内容とする）の下で、教育行政において、国レベルでの権限が一定程度まで都道府県及び市区町村レベルへと委譲されるといった分権改革が実現し、実際に独自の仕方で教育改革に着手し始める地方自治体が各地に登場することになった（例えば愛知県犬山市や埼玉県志木市等）⁽¹⁾。そうした意味では、近年の教育改革動向を把握するためには、国の教育政策や文部科学省に端を発する垂直的な教育行政ルートの影響力は依然として大きいにしても、同時に、都道府県及び市区町村の各自治体における多様な改革への動きや模索、そして国レベルでの政策が、実態として自治体レベルでどのように具現化され、浸透しているのかといったプロセスに目配りすることが、いまや不可欠な研究課題になっていると言ってよい。このような考えに基づいて、筆者は、宮崎県小林市の教育改革、とりわけ小中一貫教育の取り組みに注目している。

小林市の小中一貫教育構想の概要については、2009年9月刊行の『宮崎大学教育文化学部紀要（教育科学）』第21号に所収されている筆者の論文「宮崎県小林市の小中一貫教育構想 - 地域レベルでの教育課程・方法改革に関する事例研究のための予備的考察 -」において、すでに紹介した通りである。そして2009年度から全市的に実施されている小林市の小中一貫教育の最大の特徴は⁽²⁾、おそらくは、「生き方科」（或いは「生き方学習」）としての「こすもす科」を創設していることであり、したがって小林市の取り組みは、教育課程・方法改革、とりわけ教育課程の弾力化を志向したものであると考えることができる。しかし教育課程上における「こすもす科」の位置づけについては、小林市小中一貫教育基本計画策定委員会が「小

林市小中一貫教育基本計画」(以下、「基本計画」と略記する)の原案を策定した2008年8月から、それを広狭両義の小林市教育委員会として承認し、冊子の形で確定版を刊行した同年11月に至るまでの議論の過程で大きく変化しており、その背景的な理由も含めて注意が必要である。本研究は、この点に焦点化して進められるものである。

本研究の目的は、小林市の小中一貫教育課程における「こすもす科」の位置づけについて検討を加えることである。そしてこの研究目的を達成するために、筆者は、研究方法として次の二つの事項を設定する。このうち(2)は、上述した研究目的に、より直接的な形で対応するものである。

(1) 宮崎県における一貫教育の諸相の解明

宮崎県教育委員会が編集・発行した冊子やリーフレット等の各種文書資料を参照することにより、宮崎県における一貫教育の推進にかかわる議論と事業のこれまでの動向を跡づけ、県内各地における一貫教育の展開・構想の今日的状況を把握する。

(2) 教育課程上における「こすもす科」の位置づけの変化とその理由の解明

小林市小中一貫教育基本計画策定委員会の「基本計画」原案とその確定版の内容を比較・照合することによって、教育課程上における「こすもす科」の位置づけの変化を確認するとともに、小林市教育委員会事務局担当者との電子メールでのやりとりや聞き取り調査(2009年5月28日)の結果を踏まえながら、また学習指導要領の中の関連する記述を参照しながら、その理由を明らかにする。

なお本研究は、筆者の前掲論文の続編であり、またその不備を補訂するものとして構想・執筆された。本研究を進める過程では、前回と同様に、小林市教育委員会事務局の方々、とりわけ教育長・佐藤勝美先生、学校教育課長・椎屋芳樹先生、学校教育課主幹・西田幸一郎先生のお三方には大変お世話になった。また本学客員教授・白川智先生(大学院専門職学位課程教職実践開発専攻担当)からは、いくつかの貴重な資料を提供していただくとともに、長年の教育実践経験に基づく様々なご教示をいただいた。ご協力いただいた上記の先生方に対しては、この場を借りて、厚くお礼申し上げたい。

II 宮崎県における一貫教育の諸相

県教育委員会は、宮崎県の実態に即した「宮崎ならではの教育」を推進するために、「学校教育を中心とした宮崎の教育創造プラン」を2003年3月に策定し、そこにおいて「幼・小・中・高を一貫する指導体制の確立」(この後には「と大学との連携」と続いているが省略する)を重要な「施策」の一つとして位置づけている。その「基本的な考え方」は、次の通りである⁽³⁾。

子どもの成長の過程から見れば、各学校段階における学習活動は学校間においても連続性をもつべきものであり、幼・小・中・高をとおして、一貫した指導体制を構築することが必要です。

そのためには、地域内の幼・小・中・高間で、各学校段階における子どもの実態や指導内容・方法等について情報交換を行うとともに、各学校種における教員の専門性を他の学校で生かす授業交流等をとおして、共通理解を図ることが必要です。

また「施策の展開」としては、次の四つが挙げられている⁽⁴⁾。

- 一貫指導体制を確立するため、幼・小・中・高が情報交換、協議等を行う取組を推進します。
- 学校間で相互に授業参観・授業交流を行う取組を推進し、教員の研修の充実に努め、指導内容・方法の工夫改善に努めます。
- 各学校の校務分掌に幼・小・中・高連携の係の位置付けを促進します。
- 五ヶ瀬中等教育学校の実践成果を各学校へ提供する取組を推進します。

そして上記「プラン」を具現化した「明日の宮崎を担う子どもたちを育む戦略プロジェクト」の「第1期戦略プロジェクト はばたけ！宮崎の子どもたち～教育県『みやざき』の創造～」（2005～2007年度）では、「取り組むべき重点課題」の一つとして「幼・小・中・高における一貫教育の推進と教員の指導力向上」が挙げられ、柱となる四つの戦略事業の一つとして「幼保小中高の連携による『知』・『徳』・『体』の一貫教育の推進」が設定され（残りの三つは、「学力向上対策の推進」、「命を大切にす教育の推進」、「障害のある子どもの教育の推進」である）、「小中連携推進事業」、「中高一貫教育校（併設型）設置事業」、「中・高連携推進モデル事業」、「宮崎の就学前教育推進事業」等が行われている。さらに第1期の取り組みを受ける形で、「はばたけ！からのびよ！へ」、「継承と発展」を「キーワード」とする「第2期戦略プロジェクト のびよ！宮崎の子どもたち～教育県『みやざき』の創造～」（2008～2010年度）が進められることになる。「第2期の目標」は、「県民総ぐるみで子どもたちの『人間力』を育む教育の推進」である。その下で、「第1期の主な成果」の一つとして「学校種間の連携・接続による教師の意識改革と指導力の向上」が見られたことを踏まえて、また「地域の特性を生かした多様な一貫教育の全県的な推進」を「これからの方向」として明確に意識しながら、柱となる五つの戦略事業の一つとして「地域の特性を生かした多様な一貫教育の推進」が設定され（残りの四つは、「学校・家庭・地域が一体となった教育環境づくりの推進」、「学力向上対策の推進」、「命を大切にす教育の推進」、「障がいのある子どもの教育の推進」である）、「一人一人の確かな学力の育成と個性の伸長」を「目標」とし、「一貫教育推進体制の充実」と「小中一貫教育の全県的な推進」を「視点」として、「中高一貫教育校（併設型）設置権等事業」とそれを引き継いだ「中高一貫教育校（併設型）整備事業」、「小中連携確立支援事業」、「地域の特性を生かした多様な一貫教育研究事業」等が行われている。

このように宮崎県においては、以前から、その時期を厳密に特定することは困難であるが、筆者の手にある各種文書資料から判断する限りにおいて、遅くとも2002年度の時点では、一貫教育の問題が全県的に重要な課題として認識されていたと考えることができるのであり、そのような状況は、いまでも全く変わっていない。2009年3月に発行された「みやざきの教育」第40号によれば、県教育委員会が標榜する「みやざき発『連携型・一貫教育』」のねらいは、「子どもたち一人一人の確かな学力の育成と個性の伸長を目指し、隣接あるいは、近隣の小・中・高等学校が一体となり、目標や課題を共有し、地域の実態を踏まえ、その特性を生かして、系統性・一貫性のある指導を行うことにより、子どもたちによりよい教育環境とより質の高い教育を提供すること」であり、「一貫教育のメリット」としては、次の五点が挙げられている。

- 系統性・一貫性のある学習指導による基礎学力の定着！
- 連続性のある学校生活による心理的な安定感！
- 多様な交流活動による豊かな人間性や社会性の育成！

- 長い期間での指導による児童生徒の個性や可能性の伸長！
- 地域に自信と誇りをもち、地域に貢献する人材の育成！

そしてこのような施策の具体的な取り組みとして、地域の特性を生かした多様な一貫教育が、県内各地で展開・構想されるに至っている。「みやざきの教育」第40号において、その今日状況の一部が紹介されている。次の通りである。なお以下の表は、「みやざきの教育」第40号等を参照の上で筆者が作成したものである。

< 幼保小中一貫教育 >

日南市 (旧北郷町)	<p>施設一体型の「幼保小中一貫教育」、2009年度～</p> <p>幼稚園と保育所の機能を融合した認定こども園での「幼児教育」と、施設一体型の「小中一貫教育」とを同一の敷地内で行う「幼小中一貫教育」に取り組んでいる。認定こども園及び小・中学校における幼児・児童・生徒の交流や教職員の交流、小中兼務教員による授業交流等により、学びの杜北郷学園の教育活動を充実させることがめざされている。</p>
---------------	---

< 小中一貫教育 >

美郷町	<p>ふるさとを学び、生き方を学ぶ美郷科、2008年度～</p> <p>ふるさとを学び、地域の産業等から生き方を学ぶ「美郷科」や、すべての授業にALT（外国人指導助手）を配置し、コミュニケーションの力を育む「英会話科」を、小・中学校9年間を通して一貫した取り組みとして進めている。また対象地区の全教師が参加する教育研究会において、小中一貫教育推進のための研究が進められている。</p>
小林市	<p>自分自身や郷土への誇りを育むこすもす科、2009年度～</p> <p>小学校5・6年の段階から小中兼務教員による授業交流や一部教科担任制を取り入れ、教師の専門性を生かした授業を行っている。また生活科及び総合的な学習の時間の中に「こすもす科」が位置づけられ、自立した一人の人間として力強く生きていくための総合的な力の育成がめざされている。</p>
日向市	<p>学年制の弾力化や学びのかけ橋等による特色ある教育活動、2006年度～</p> <p>2006年度に開校した施設一体型の平岩小中学校では、1～9年生を4・3・2の三つの段階に分け、小・中全教職員で児童・生徒の指導に当たっている。2008年度には、小学校と中学校の校舎を「学びのかけ橋」と名づけた150メートルの渡り廊下で結んだ大王谷小中学校が開校している。この廊下を通じて児童・生徒や教師間の交流が図られ、一体となった取り組みが進められている。</p>

宮崎 市 国富 町 日南 市 (旧日南 市・ 旧南郷 町) 都 城 市 三 股 町 新 富 町 延 岡 市 高 千 穂 町	道徳教育等における小中一貫教育の取組、2007年度～ 2007年度から、道徳教育、総合的な学習の時間、学習指導、生活指導の中から各地域の実態やニーズに合わせた小中一貫教育の研究に取り組んでおり、2009年度から、各市町内の一部、或いは全部の学校で小中一貫教育を実施している。
--	--

< 小中高一貫教育 >

串間 市 えび の 市 西 都 市	くしま学、えびの学、さいと学による郷土愛の育成、2008年度～ 小学校5・6年生では、「セレクト国語」、「セレクト算数」を設け、より主体的な学習態度を育むとともに、国語や算数に対する関心を高め、基礎的な知識を身に付けさせた上で、活用する力を育成している。また小・中学校においてALTを活用した英語活動や英会話等の授業を設け、英語に親しむ機会や本格的な発音を学ぶ機会を充実させている。高校では、「基礎英語」、「基礎数学」において基礎学力のさらなる定着を図っている。また「地域学」として、それぞれ「くしま学」、「えびの学」、「さいと学」に取り組み、ふるさとを愛し、地域に貢献する人材の育成をめざしている。
--	---

< 中等教育学校 >

五ヶ瀬中 等 教 育 学 校	寮生活や体験活動を通じた人間力の育成、1994年度～ 体験活動と探究活動から成る「フォレストピア学習」を通して、学ぶ意欲を高めるとともに、五ヶ瀬の雄大な自然に囲まれながらの寮生活を通して、自立の精神や社会性等、社会において必要とされる様々な力を身に付けさせている。
-------------------------------	---

< 中高一貫教育校（併設型） >

宮崎西 高 等 学 校 ・ 附 属 中	理系を中心とした特色ある教育活動、2007年度～ 通常の授業に加え、発展的・応用的な学習として、「サイエンス」と「プレゼンテーション」の授業を行っている。また「探究」や「感性」の時間では、外部にも講師を依頼し、問題解決能力の育成や、豊かな人間性、感性の育成を図っている。
北諸 県 地 区 中 高 一 貫 教 育 校	地域に目を向け、地域の良さを生かした教育活動、2010年度～ 2010年度に、都城泉ヶ丘高校に新たな県立中学校を併設する。研究機関や医療機関と連携し、地域産業や医療等への理解を深める教育活動を実施するとともに、奉仕活動や自然体験活動を通して、たくましく魅力溢れる人材の育成を図る教育活動を展開する。

このように現在の宮崎県においては、多様な一貫教育が展開されている、或いは新たな一貫教育構想案が検討されている。もちろん上述した以外にも、各市町村及び各学校において、それぞれの特性に応じた一貫教育が推進されており、県教育委員会としては、一貫教育のさらなる充実のために、市町村や学校の教職員と連携して研究を進めると同時に、この研究成果の普及に尽力することで、個々の取り組みを支援しているとのことである。そして本研究がとりわけ注目しようとする小林市の小中一貫教育は、地域の特性に応じた一貫教育の推進という全県的な方針に合致するものであると同時に、何より「こすもす科」を創設しているという点において、他の地域の取り組みに対して際立った独自性を主張し得るものと考えられるのである。

Ⅲ 教育課程上における「こすもす科」の位置づけの変化とその理由

小林市小中一貫教育基本計画策定委員会の「基本計画」原案とその確定版は、いずれもその「小林市における小中一貫教育の方向性」の2を「こすもす科」についての記述に割り当てている。

「基本計画」原案の - 2の基本的な構成は、次の通りである。

- 2 新教科「こすもす科」の推進
 - (1) 創設の趣旨
 - (2) 「こすもす科」の名称について
 - (3) 「こすもす科」の目標・能力・指導項目等
 - (4) 指導時数
 - (5) 「こすもす科」における目標達成関係図

また「基本計画」確定版の - 2の基本的な構成は、次の通りである。

- 2 「こすもす科」の推進
 - (1) 創設の趣旨
 - (2) 「こすもす科」の名称について
 - (3) 「こすもす科」の目標・能力・指導項目等
 - (4) 指導時数
 - (5) 「こすもす科」における目標達成関係図

双方の目次を見比べると、「新教科」という言葉が消失していることがわかる。そしてそれぞれの(1)から(4)までにおいて記述内容が異なる箇所は、次の二つである(それ以外には、相違は一切見当たらない。強いて言えば、新たに読点を挿入された箇所が一つあるくらいなものである)。なお後述する二つの相違点を踏まえて、図中の対応する箇所に必要な修正が施されることになるため、それぞれの(5)の「『こすもす科』における目標達成関係図」が、一部異なるものになるのは言うまでもない。しかし二つの図の転載は、本研究では差し控えることにする。ただし「基本計画」確定版とその要点を簡潔に整理して、小林市教育委員会が、市内全小・中学校の教職員を含む市民全般向けに同時発行・配布した「パンフレット」である「小林市小中一貫基本計画 平成21年度から市内全小中学校において小中一貫教育がスタートします」に掲載された図(同一のもの)については、いずれもインターネット上で公開されており、誰でも容易に閲覧することができる。前者のアドレスは、<http://www.city>

kobayashi.lg.jp/mpsdata/web/2600/shochuikkanplan.pdfであり、後者のそれは、<http://www.city.kobayashi.lg.jp/mpsdata/web/2600/shochuikkanpanf.pdf>である (accessed 29 May 2009)。

まずは(1)においてである。「基本計画」原案では、次のように述べられている。

以上のことから、市全体としての統一した取組として、これからの小林市民に必要とされる資質や能力を育てるという幅広い立場から教育内容を構成し、カリキュラムを組み、小・中学校9か年を通して意図的、計画的に取り組む新しい教科として「こすもす科」を創設することとした。

それに対して「基本計画」確定版では、次のように述べられている。

以上のことから、市全体としての統一した取組として、教育内容を構成し、カリキュラムを組み、小・中学校9年間を通して意図的、計画的に取り組むために「こすもす科」を創設し、小学校1、2年生は生活科の中で、小学校3年生以上は、総合的な学習の時間の中で実施することとした。

次に(4)においてである。「基本計画」原案では、次のように述べられている。

小学校1、2年生は、年間15時間

小学校3年生～中学校3年生までは、年間35時間

時数の具体的な取扱いについては、今年度(2008年度-引用者注)中に検討を行い決定する予定である。

それに対して「基本計画」確定版では、次のように述べられている。

小学校1、2年生は、年間15時間を生活科の中で実施する。

小学校3年生～中学校3年生は、年間35時間を総合的な学習の時間の中で実施する。

以上で行ってきた比較・照合の結果として明らかのように、教育課程上における「こすもす科」の位置づけについては、次のような変化が見られる。すなわち当初は、「新しい教科として『こすもす科』を創設する」予定であったものが、最終的には、「小学校1、2年生は生活科の中で、小学校3年生以上は、総合的な学習の時間の中で実施する」ものとなり、「指導時数」についても、当初は、学習指導要領や学校教育法施行規則等の教育課程の基準が定める各教科・領域の授業時数とは別に、「小学校1、2年生は、年間15時間」、「小学校3年生～中学校3年生までは、年間35時間」を新たに設定することになっていたものが、最終的には、生活科と「総合的な学習の時間」のその一部を充当して、「小学校1、2年生は、年間15時間」、「小学校3年生～中学校3年生は、年間35時間を(中略)実施する」ということになったのである⁽⁵⁾。以上の経緯を踏まえることにより、2009年4月15日の宮崎日日新聞に掲載された「小林市教委 小中一貫生き方教育 『こすもす科』テキスト完成 心身発達に応じ記載」という記事においても、「こすもす科」については、「新科目」と表記されている。次の通りである。

本年度から地域連携型の小中一貫教育に取り組む小林市教委は、小、中学校の9年間を通じて生き方教育を指導する新科目「こすもす科」のテキスト作成した。基本的な生活習慣やコミュニケーション能力、地域貢献などを心身の発達段階に応じて記載している。同科は生活科や総合学習の時間で行う。

小学校低学年(1、2年)、同中学年(3、4年)、同高学年(5、6年)と中1、中2、中3用の4種類があり、内容は基本的な生活習慣などを身に付ける「自分領域」、社会規

範に基づいて互いを尊重しながら信頼関係を築く「他者領域」、伝統文化にかかわりながら資質を高める「社会領域」に分類される。

心身の発達段階に応じて自己形成、集団参画、文化的活動、将来設計など八つの能力を育成する。

いずれも「ホップ」(気づく)、「ステップ」(やってみる)、「ジャンプ」(生活の中で実践する)、「ランディング」(振り返る)の構成となっている。制作費は約100万円。全児童、生徒3617人に配布し、本年度から使用する。

同科は、市民に必要な資質や能力を身に付け、郷土への自信と誇りを持つ人材育成を目的に創設された。

しかし「こすもす科」は科目であると考えするには、例えば次のような疑問が残る。科目とは、大学の教育課程、または高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部の教科を構成する単位であって(学校教育法施行規則第83条、第108条、第128条、別表第3、別表第5参照)、小・中学校の各教科・領域が、その構成要素として科目を含んでいるとの認識及び表現は、おそらくは正しくないのではなかろうか。では「こすもす科」が分野であるかと言えば、中学校社会科における地理的分野、歴史的分野、公民的分野、中学校理科における第1分野、第2分野とは、やはり性格を異にすると云わざるを得ない。したがって教育課程上における「こすもす科」の位置づけについては、生活科と「総合的な学習の時間」の内容の一部としか、もはや言い様がないものと思われる。

では教育課程上における「こすもす科」の位置づけは、なぜ変化することになったのであるのか。2008年12月16日に「小林市教育委員会」を送信者として、筆者宛に次のような電子メールが届いている。許可を得て転載する。

実は、特区申請、現在は文科省の特例校の申請を行っていましたが、申請を見送ることになったのです。一旦申請書は出したのですが、文科省は、こすもす科を総合的な学習の時間でやるように、今回の指導要領改訂で総合の間口を大きくしたとのことでした。小学校1、2年生のこすもす科は、生活科の中でやってよいということでした。(中略)新教科としてではなく、小学校1、2年生は生活科の中で、小3から中3までは、総合で実施することになったところです。

すなわち教育課程上における「こすもす科」の位置づけの変化は、必ずしも小林市側の主体的な判断によってではなく、それに先立つ文部科学省からの指導の結果として引き起こされたのである。「こすもす科」を新教科として創設することは、学習指導要領の改訂以前に構想され、着々と準備されてきたものの(詳細は、筆者の前掲論文を参照のこと)、文部科学省には許可されず、その結果として構造改革特区はあるか、教育課程特例校制度の申請すら取り下げることになった。2008年3月告示の『小学校学習指導要領』及び『中学校学習指導要領』によれば、「総合的な学習の時間」について見れば、「育てようとする資質や能力及び態度については、(中略)自分自身に関すること、他者や社会とのかかわりに関することなどの視点を踏まえること」(小・中共通)、また「学習活動については、(中略)地域の人々の暮らし、伝統と文化など地域や学校の特色に応じた課題についての学習活動」(小学校)や「職業や自己の将来に関する学習活動などを行うこと」(中学校)が新たに求められており、「こすもす科」は、このような点で「総合の間口を大きくした」とされる新学習指導要領の規定の枠内に収まるものとみなされたのである。なお2009年5月25日の日本教育新聞に掲載された「9年

間通じて生き方学ぶ 全小・中学校に『こすもす科』 宮崎・小林市教委」という記事によれば、「新学習指導要領が『自分自身や郷土に対する自信と誇りを持って生きる人間の育成が必要』としたことを受け、全小・中学校に『こすもす科』を置くことを決めたという」とのことであるが、この記述は、事実関係を正確に表現したものではありません⁽⁶⁾。

さらに「こすもす科」と生活科の関係について見れば、児童に基本的な生活習慣を身に付けさせること（生活上必要な習慣や技能を身に付けさせること）を双方がともに重視していることから推測され得るように、そもそも小学校低学年における「こすもす科」の目標と内容は、生活科のそれへと容易に解消されかねないという弱点を持っていたとすべきであろう。ただしこのような傾向は、「こすもす科」に限らず、東京都品川区の「市民科」をはじめとする「生き方科」全般に該当するものである⁽⁷⁾。

なお本研究で取り上げた小林市の事例をより詳細に検討し、さらに同様の事態に直面した全国各地の自治体の対応如何に関する情報を収集・分析するならば、教育課程の基準によらない特別の教育課程の編成・実施を可能とする特例は、どの程度までは申請不要な形で許容されているのか、またどのような取り組みであれば申請を必要とし、文部科学大臣の指定を受けなければならないのかという問いに対する回答が、おそらくは提示されることになるはずである。本研究の副題には、このような筆者の見込みが反映されている。

IV 研究のまとめと今後の課題

以上本研究において筆者は、小林市の小中一貫教育課程における「こすもす科」の位置づけについて検討を加えてきた。ここで本研究を通して得られた知見を整理するならば、それは、次の二点である。本研究の行論に即して、箇条書きの形で列挙することにする。なお（２）をもって、本研究全体の結論とみなしてもらって差し支えない。

- （１） 県教育委員会編集・発行の各種文書資料によれば、宮崎県においては、遅くとも２００２年度の時点では、一貫教育の問題が全県的に重要な課題として認識されていた。その後様々な関連事業が戦略的に行われ、現在では、地域の特性を生かした多様な一貫教育が、県内各地で展開・構想されている。小林市の小中一貫教育もまた、このような脈絡において取り組まれたものである。
- （２） 小林市の小中一貫教育課程において「こすもす科」は、教科としてではなく、生活科と「総合的な学習の時間」の内容の一部として位置づけられることになった。指導時数もまた、生活科と「総合的な学習の時間」の授業時数の一部を充当する形で確保することになった。こうした事態は、文部科学省からの指導の結果として生じた。「こすもす科」は、「総合的な学習の時間」にかかわる新学習指導要領の規定の枠内に収まるものとみなされたのであり、また小学校低学年における「こすもす科」の目標と内容は、生活科のそれへと容易に解消されかねないという弱点を持っていたのである。

ところで今後の研究課題は、小林市の小中一貫教育実践が本格的にスタートして間もないこともあって、関連する情報とフィールドワークが著しく不足しているため、まだ明確にはなっていない。とはいえ地域教育改革に関する研究は、組織運営過程の分析から教授・学習過程の分析へと進展することが望ましいはずである。したがって今後の研究課題は、とりわけ授業実

践とのかかわりにおいて設定されることになる。それに対応した実践的研究の方法論もマスターしなければならない⁽⁸⁾。

注

- (1) 小川正人 『市町村の教育改革が学校を変える 教育委員会制度の可能性』 岩波書店 2006 (平成18)年 pp.53-97.

犬山市教育委員会編著 『犬山発 21世紀日本の教育改革』 黎明書房 2003 (平成15)年

犬山市教育委員会編著 『自ら学ぶ力を育む教育文化の創造 犬山市の教育改革のさらなる展開』 黎明書房 2005 (平成17)年

渡部昭男・金山康博・小川正人編 志木教育政策研究会著 『市民と創る教育改革 検証：志木市の教育政策』 日本標準 2006 (平成18)年

- (2) 2008年度には、「モデル校」で小中一貫教育が「先行導入」された。その様子的一端が、2009年3月6日の朝日新聞に掲載された「小林市、来月から全校スタート 小中一貫高まる期待」という記事の中で「ルポ」されている。次の通りである。

小中9年間を見通した「小中一貫教育」が県内の公立校で広まってきている。学力向上や中学校へ進む児童の不安解消などを期待し、08年度までに県内の全30市町村のうち、16市町が一貫教育の教育課程を導入（一部導入も含む）。4月から市内全校で一貫教育を本格スタートさせる小林市で、今年度に先行して取り組んできたモデル校をのぞいた。

南に霧島連山を望む生徒数147人の小林市立西小林中学校。2月19日木曜の1時間目、校舎2階の音楽室に歌手のアンジェラ・アキさんの「手紙」を合唱する歌声が響いた。

「女子ね、低い声が地声になっているよ、高い声を出すように歌って」。指導するのは、同校の音楽教師。歌っているのは、200メートルほど離れた同市立西小林小学校の6年2組の児童だ。

同じ時間。1階の家庭科室では、技術家庭科の教師が6年1組の児童にポケットティッシュ入れの作り方を教え、中庭を挟んだ隣の校舎では、6年1組の担任教師が中学1年の歴史の教壇に立ち、「享保の改革」を説明していた。担任教師は中学社会の教員免許を持っている。

西小林中とその学区内の西小林小、幸ヶ丘小は、モデル校として今年度から小中一貫教育を実践。音楽や家庭科、数学の中学校教師が小学校の教科担任を掛け持ち、小学校教師が中学生に教える交流授業もその取り組みの一つだ。

初めは教師のみが行き来していたが、距離の近い西小林小の6年生は、中学校でも授業を受けている。2学期から音楽や家庭科を1時間目に組み替えて、週2回、中学生に交じって登校する。

「最初は先輩にいじめられないか、怖かった」と6年生の山崎太智君。「あいさつをするうちに慣れてきた」と今では平気そう。また、西小林小には専科の教師がいないため、「詳しく教えてくれるから楽しい」と話す児童もいた。

西小林小の中屋敷史生校長は「予算や人員が限られる中、何ができるか模索しながら取り組んでいる」。中学生が夏休みに小学生に勉強を教えたり、行事に参加しあったりして、小中の交流も進み、「小学生が中学校に慣れることで、中学校生活にスムーズに入っていける」と期待する。

一方、導入当初は、これまで小中学校間で行き来がなかった現場の教師に戸惑いもあった。

音楽の永田千代子教諭は小学生に教えるのは初めて。中学生相手のように普段通り接すると怖がられたり、譜面が読めないと泣かれたりして苦労した。技術家庭科の木下香織教諭も

「最初は、児童が何を知っていて、どんな教材を使ったらいいかわからずに困った」。ただ、永田教諭は「自分が指導する上での課題が見えて、来年度はより良い授業ができそう」と話す。

「教師が9年トータルで子どもの教育を見ることで、教育の質も上がる」と中屋敷校長。児童らがつまづきやすいポイントが分かり、授業内容の重複も防ぐことができるなどメリットを強調する。小中学校の教師間では研修やメールで情報交換し、連携を密にしてきたという。

小中一貫教育の導入の背景について、小林市教委は少子化のほかに、いじめや不登校が中学1年に進学してから急増する「中1ギャップ」を挙げる。

市教委によると、95年に5456人いた市内の小中学生は、05年には約3割減の3893人に減少。15年にはさらに約620人減る見込みで、「現状では集団で学ぶ機会が少なくなり、配置される教員数も減って現場の負担が増える」と話す。

また、同市の不登校は中1が小6に比べ、約2.5倍多い。「中学校の敷居を下げて、子どもたちの緊張や不安を取り除くことで改善できる」としている。

(3) 『学校教育を中心とした宮崎の教育創造プラン～宮崎ならではの教育～』 宮崎県教育委員会
2003(平成15)年3月 p.104.

(4) 同上 p.107.

(5) 授業時数の問題とかかわって、2009年3月17日の西日本新聞に掲載された「春休み2日延長 夏休みに授業日 宮崎県小林市教委 来年度から 長期休業期間を改正 小中一貫教育対応」という記事が目される。次の通りである。

4月から市内全域で小中一貫教育を導入する小林市教委は、2009年度以降の各長期休業期間を改正する。春休みを2日間延長する一方で、冬休みは2日間短縮。夏休みには、各学校の判断で最長5日間の授業日を設定できるようにする。

春休みの延長は、小中一貫教育でより重要性を増す、学校側の児童生徒の実態把握や指導計画の作成、教諭間の情報交換の時間を十分に確保するのが狙い。

夏休みの変更は、授業時間数が大幅に増加する新学習指導要領(全面实施=小学校11年度、中学校12年度)を一部前倒して実施するための措置。5日間で最大30時間の授業時間が確保できるが、児童生徒の過度な負担にならないように各校で配慮する。

小中一貫教育導入に伴う休業期間の改正は県内では小林市が初。

(6) 記事の全文は、次の通りである。なお小見出しにはアンダーラインを付した。

礼儀作法や整理整頓、安全、健康、会話の仕方…。発達段階に応じた基本的な生活習慣や考え方を身に付けさせようと、宮崎県小林市教育委員会がこの春から、市内16の全小・中学校に“生き方”について9年間、総合的に学ぶ「こすもす科」を置いた。本年度から始めた小中一貫教育に合わせたもので、市教委では「自立した一人の人間として力強く生きる力を付けてほしい」と期待を寄せている。

コミュニケーション、地域貢献、将来設計...

「総合」などで8能力養う

「こすもす科」は小学校1、2年生までは生活科で年間15時間、3年生以降は「総合的な学習」で35時間実施する。

同市教委によると、小・中学生を対象にした全国規模の意識調査の結果、失敗を恐れず挑戦する気持ちや、地域への愛着が全国平均に比べて低い傾向にあった。

新学習指導要領が「自分自身や郷土に対する自信と誇りを持って生きる人間の育成が必要」としたことを受け、全小・中学校に「こすもす科」を置くことを決めたという。

科の名前は、コスモスのようにたくましく生きてほしいという願いと、市花にちなんで決

めた。

学習内容は「自分領域」「他者領域」「社会領域」の3つに分類、それぞれの領域ごとに、育てるべき8つの能力を示している。これは、同市のまちづくり計画や住民アンケートの結果を分析する中で出てきた課題を踏まえた。

市教委が作成したカリキュラムでは、それぞれの能力を高めるため、発達段階に応じて、具体的な指導項目を各学年に配置している。

例えば、小学校では礼儀作法や身なり、健康に関する知識などの「自己育成能力」、手伝い、係や当番の仕事などの「責任遂行能力」。全体的に生活習慣や自律に関しての「自分領域」の指導が中心だ。

一方、中学校からは、職業や自分の適性についての「将来設計能力」、同市の状況の理解などの「地域貢献能力」-。こうしたキャリア教育的要素を含んだ「社会領域」についての指導が少しずつ増えてくる。

逆に、コミュニケーション能力や集団参画能力については、広く小・中学校で扱うようになっている。

指導項目を各学年に単元の形で落とし込み、4分冊のオリジナルテキストも作成した。A4版で50ページ程度(小1・2年生用は24ページ)。

併せて準備した「指導者用手引き」で、年間指導計画を立てる際の留意点を示す。

「段階的な積み上げで効果」

「単発ではなく段階的に積み重ねていけることに効果がある」。こう話すのは市立西小林中学校の菅朋教頭だ。

同校では5月中旬までに、1年生では「効果的な家庭学習」について学んだ後、「話し合いの仕方を身に付けよう」を扱った。途中、「制服の意味を考えよう」をテーマに実際にディスカッションを交え、話し合いの基本ルールなどを体験的に学んだ。

市内の人口減少と少子高齢化が進む中、ふるさとを大切に思う気持ちを育てる上で9年間を通して教えられるのは大きい。中学3年で「小林市の再生プラン」を生徒たちが検討したりもする。

「これまで、やっていなかったわけではないが、小・中学校がそれぞれの視点でやっていたので、重なったり抜け落ちたりする部分が出ていた。それを積み上げてできるようになるのが大きなメリット」と菅教頭。

市独自の授業は、宮崎県内では初めての試みだ。「まだ手探りの部分は多いが、期待したい」と話している。

(7) 品川区教育委員会 『品川区小中一貫教育要領』 講談社 2005(平成17)年 pp.195-220. 参照

(8) 次の二つが、おそらくは有力な参考文献となるはずである。

秋田喜代美・恒吉遼子・佐藤学編 『教育研究のメソドロロジー 学校参加型マインドへのいさな』 東京大学出版会 2005(平成17)年

小泉潤二・志水宏吉編 『実践的研究のすすめ 人間科学のリアリティ』 有斐閣 2007(平成19)年

付記

いささか大袈裟な、しかもかなり飛躍した話になるが、地域に根ざした教育改革の推進を志向する小林市の取り組みは、あらゆる教育が共同体において、共同体のために生起するという、そしてその確認の上に立って、生活と活動を重視すること、知性の陶冶のみならず、意志と情操の陶冶も決定的に

重要であること、このような『社会的教育学』(Sozialpädagogik)におけるナトルプ (Paul Natorp) の改革教育学的な主張を筆者に思い起こさせる。もちろん両者の間に、実際の対応関係は全くない。学部生の頃(卒業論文作成期)からずっとナトルプの著作を読み続けてきたので、その考え方の特徴が多少は頭に入っているから、ただそれだけの個人的な理由による。ただしナトルプの場合も含めて、教育学は、共同体に生きることを実体とする教育を対象として措定することで、極めて具体的かつ実践的な性格とともに、学問としての抽象性もまた獲得することができるはずである。行政的な会議のメンバーの立場で、地域教育改革にかかわる議論の現場に身を置き、その推進を後押ししながらも(筆者は、2008年度は小林市小中一貫教育基本計画策定委員会にオブザーバーとして参加し、2009年度からは小林市小中一貫教育推進協議会の委員を拜命している)、ドイツ教育学・教授学を専攻し、大学で教育方法学・教育課程論の仕事を担当する一教育学徒としての立場から、それを直ちに、無条件に、勢いよく推進することばかりを是とするのではなく、ときに懐疑的かつ抑制的な姿勢で向き合うこと、この二つは、本来統一的なまとまりを成し得るものであって、決して矛盾するものではない。